

償却資産 申告の手引き

提出期限 令和 7 年 1 月 31 日 (金)

◆提出方法

〔窓口持参〕 須恵町役場 税務課窓口

〔郵送〕 811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地
須恵町役場 税務課 宛

※申告書（控）に受付印が必要な方は、必ず、返信先を明記し、切手を貼った控え返信用の封筒を同封してください。

〔電子申告〕 エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご確認ください。

日頃より須恵町税行政に対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、固定資産税は、土地・家屋以外の事業のために用いている資産（償却資産）についても課税されます。償却資産は申告制度がとられており（地方税法第 383 条）、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告していただく必要があります。

つきましては、この「申告の手引き」を参照のうえ、申告書の作成および期限までの提出をよろしくお願いいたします。

〔目次〕

I	償却資産とは	1 ~ 4
II	償却資産の申告について	5 ~ 7
III	償却資産の評価と課税	8 ~ 9
IV	償却資産申告書の書き方	10 ~ 13

◆問合せ先・提出先

〒811-2193

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地

須恵町役場 税務課

電話 092-932-1495 (直通)



I 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

たとえば、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業をされている方が、**その事業のために用いている土地、家屋以外の構築物、機械、工具、備品等**が対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

(2) 資産の種類ごとの主な償却資産

「資産の種類」ごとの例示は次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物	舗装路面、門、塀、外灯、看板（広告塔等）、フェンス、緑化施設、屋外排水溝
	建物附属設備	受変電設備、中央監視制御装置 プレハブ等の建物で基礎等がなく、家屋として課税がないもの。
第2種	機械及び装置	太陽光発電設備、印刷機、旋盤などの工作機械、製造加工設備、駐車場機械装置、ブルドーザー・クレーンなどの建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」）等
第3種	船舶	つり船、ボート、遊覧船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等※の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」及び、農耕作業用の自動車で最高時速が35km以上のもの。
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫等

※自動車の区分

農耕用以外のもの（フォークリフト等）で①長さが4.7m以下②幅が1.7m以下③高さが2.8m以下④最高時速が15km/時以下

①から④すべてを満たしている場合『小型特殊自動車』となり償却資産の申告は不要です。



(3) 申告する資産

土地及び家屋以外の有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産。

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象になります。

- 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部または全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産。
- 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができる資産）
- 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
 - ※耐用年数が経過し、国税の取り扱いである備忘価格1円までになった資産であっても、その資産が使用できる状態である限り、固定資産税の課税の対象（取得価格の5%まで）になります。
- 一時的な遊休状態や未稼働の状態にある資産でも、事業の用に供することが可能な資産。
- 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
- 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産。

(4) 申告の対象とならない資産

- 土地や家屋として固定資産税が課されるもの
- 自動車税、軽自動車税の課税対象であるもの
- 無形固定資産（電話加入権、漁業権、特許権、商標権、営業権、鉱業権、ソフトウェアなど）
- 繰延資産
- 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、法人税法などの規定により、税務会計上、一時に損金算入したもの。
- 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法などの規定により、税務会計上、3年間で一括償却したもの。

【参考】少額の減価償却資産の取扱いについて

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条)	申告対象外			
②	3年一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項)	申告対象外			
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④	中小企業等の少額資産特例	申告対象			
⑤	個別に減価償却しているもの	申告対象			

（５）リース資産の取り扱いについて

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成２０年４月１日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行なうものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が２０万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

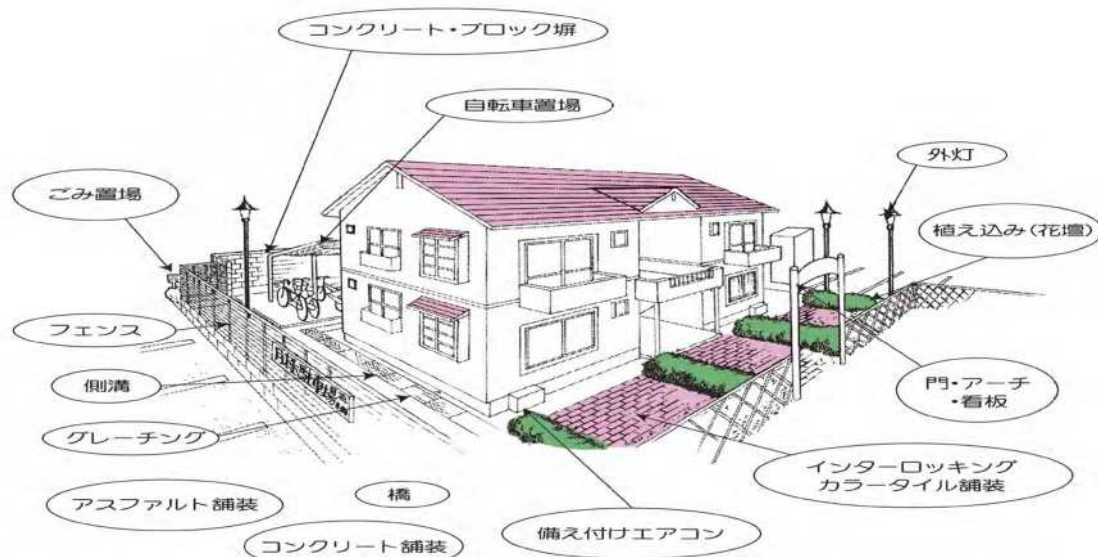
（６）業種別の課税対象償却資産の例示

業種	主な償却資産の内容
共通	太陽光発電設備、駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、事務机、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵ストッカー、自動販売機、冷凍庫、冷蔵庫、日よけ等
飲食業	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷凍庫、冷蔵庫、日よけ、室内装飾品等
工場	受変電設備、金属製品製造加工機械、食料品製造加工設備、旋盤、ボール盤、金型、プレス機、圧縮機、測定・検査工具、帯鋸、糸鋸、丸鋸機、カンナ機、剪断機、溶接機、看板、洗浄給水設備、構内舗装、貯水設備、福利厚生設備等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
医（歯）業	ベッド、手術台、Ｘ線装置、心電計、電気血圧計、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、各種キャビネット、待合室用いす等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、タオル蒸器、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備等
不動産貸付業	外構工事（門、塀、緑化施設、フェンス、側溝等）、屋外電気・給排水・ガス設備、太陽光発電設備等
農業	ビニルハウス、農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等

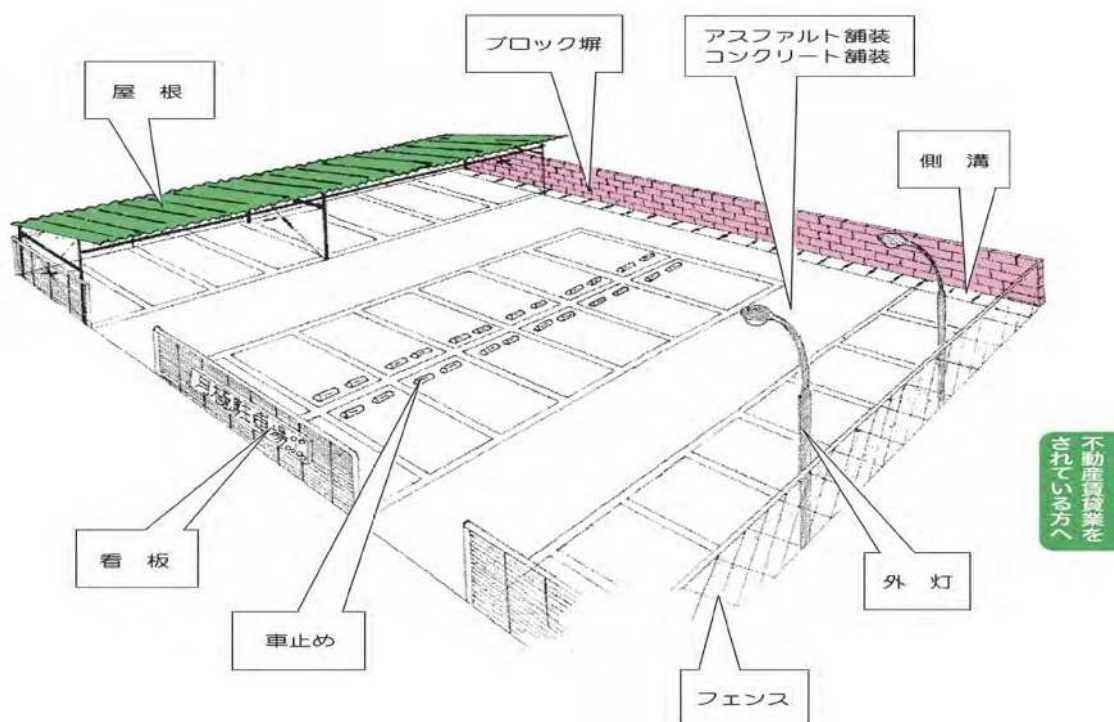
不動産賃貸業をされている方へ

下記に例示している事業用資産は、償却資産の対象となりますので申告が必要です(下記は一例ですので、これ以外にも対象となるものがあります)。

[アパートなどの共同住宅の場合](家屋は別途課税されます)



[貸し駐車場などの場合]



不動産賃貸業を
されている方へ

Ⅱ 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和 7 年 1 月 1 日現在、償却資産を所有されている方です。

所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

(2) 申告書の送付

既に須恵町の償却資産課税台帳に登録されている方には、毎年 1 2 月中旬頃に申告書類一式をお送りします。

また、店舗併用住宅を新築された方、アパートなどの共同住宅を建てられた方、須恵町に事業所を開設された方にも申告書類をお送りしています。

※過去、「該当資産なし」として申告されている方には申告書類が送付されない場合がありますが、新たに償却資産を取得されましたら、お手数ですが税務課賦課係まで申告書類のご請求をしていただきますようお願いいたします。

(3) 提出していただく書類

●本年度から初めて申告される方

申告対象	令和 7 年 1 月 1 日現在、須恵町に所有するすべての償却資産
提出書類	①償却資産申告書（薄青色） ②種類別明細書

※ 該当資産がない場合は、①償却資産申告書【18 備考】欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。

●前年度に申告されている方

申告対象	①前年中（令和 6 年 1 月 2 日～令和 7 年 1 月 1 日）の増加資産及び減少資産 ②前年度まで申告もれになっていた資産
提出書類	①償却資産申告書（薄青色） ②種類別明細書 ※前年度までに申告された全ての資産は、種類別明細書に印字されています（自社の電算処理で、全資産を申告されている一部の方は印字されていません。）ので、資産の増減を記入してください。

※ 前年中に資産の増減がない場合でも、①償却資産申告書は必ず提出してください。その場合は、【18 備考】欄に「増減なし」と記入してください。

●廃業、解散、転出、営業譲渡された方

提出書類	①償却資産申告書（薄青色）
------	---------------

※償却資産申告書【18 備考】欄にその旨を記入してください。

※営業譲渡された方は、譲渡先を【18 備考】欄に記入してください。

(4) マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

①本人確認資料の提示について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。窓口で申告書を提出される場合は以下の㊲または㊱の本人確認資料を提示してください。郵送での提出の場合は、㊲㊱の資料の写しを同封してください。電子申告の場合は電子証明書等により確認するため資料の添付は不要です。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は、本人確認資料の添付は不要です。

㊲本人が申告書を提出する場合（番号確認資料＋身元確認資料）

	番号確認資料	身元確認資料
窓 口 ・ 郵 送	個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号の記載されたもの）等	個人番号カード（表面） 運転免許証等の官公署が発行した顔写真 付きのもの 健康保険証、年金手帳、社員証 等2点

㊱代理人が申告書を提出する場合（本人の番号確認資料＋代理人の身元確認資料＋代理権確認資料）

	番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓 口 ・ 郵 送	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号の記載されたもの） 等	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等	税務代理権限証書 委任状 等

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認できない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめご了承ください。

(5) 申告期限

1月31日（申告期限が土曜日または日曜日、休日にあたる場合は、その翌月曜日）

(6) 提出先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 須恵町役場 税務課
TEL 092-932-1495 FAX 092-933-6626

(7) 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(8) 申告内容の確認調査について

申告の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条および第408条に基づいて電話でのお問合せや資料提供のご依頼、実地調査を行なうことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、これらの調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、現年度だけではなく、過去5年を限度として資産を取得された年の翌年まで遡及して課税することとなります。

(9) 国税（法人税・所得税）との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	固定資産評価基準に定められた減価率	[平成19年3月31日以前取得] 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) [平成19年4月1日以後取得] 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし ^(注1)	制度あり
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度なし	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 ^(注2)	一時の損金算入が可能(法人税法施行令第133条)又は必要な経費に算入するものとする(所得税法施行令第138条)
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 ^(注3)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能(法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条)
即時償却資産（中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満）	課税対象になります。	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能(租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行なったものについては、**圧縮前の取得価額**としてください。

(注2)(注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

(1) 評価額の算出方法

前年中に取得した資産 $\text{取得価額} \times \{1 - r/2\}$

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

前年前に取得した資産 $\text{前年度評価額} \times \{1 - r\}$

※以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまでは償却します。

評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

【耐用年数に応ずる減価率表】「固定資産評価基準」別表第15より作成

耐用 年数 ※	耐用年数に 応ずる 減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数 ※	耐用年数に 応ずる 減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得 のもの $\{1 - r/2\}$	前年前取得 のもの $\{1 - r\}$			前年中取得 のもの $\{1 - r/2\}$	前年前取得の もの $\{1 - r\}$
2	0.684	0.658	0.316	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954

※耐用年数

耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表に掲げる耐用年数（所得税、法人税申告の際に使用する耐用年数）が適用されます。

例外として

- ①中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- ②短縮耐用年数・・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

[例えば]

取得価額 250,000 円、取得時期令和 6 年 8 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

（耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.781）

令和 7 年度＝250,000 円×0.781＝195,250 円

（耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率・・・0.562）

令和 8 年度＝195,250 円×0.562＝109,730 円

令和 9 年度＝109,730 円×0.562＝ 61,668 円

令和 10 年度＝ 61,668 円×0.562＝ 34,657 円

令和 11 年度＝ 34,657 円×0.562＝ 19,477 円

令和 12 年度＝ 19,477 円×0.562＝ 10,946 円 < 12,500 円（250,000×5%）

※令和 12 年度で算出額が取得価額の 5%（12,500 円）より小さくなりますので、令和 12 年度以降 12,500 円で評価されます。

（２）税額の計算方法

税額 (100 円未満切捨て)	=	課税標準額※ (1,000 円未満切捨て)	×	税率 (1.4%)
--------------------	---	--------------------------	---	--------------

※課税標準額：賦課期日の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

（３）免税点

課税標準の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

Ⅳ償却資産申告書の書き方

償却資産申告書の記入例1

初めて申告される方の償却資産申告書の記入方法

令和 年度

令和 年 月 日

須恵町長 殿

令和 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印

1 住所 (ふりがな) 須恵町大字須恵999-9 電話(092-932-△○○×)		3 個人番号又は 法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名 (ふりがな) 株式会社すえ 代表取締役 須恵 太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額) 不動産賃貸・管理業 (2 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
		5 事業開始年月 平成30 年 7 月	10 非課税該当資産	有・無
		6 この申告に応答 する者の係及び氏 名 血山 光 (電話 092-○○○-××××)	11 課税標準の特例	有・無
		7 税理士等の氏名 (電話 092-△△△-○○○)	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
			13 税務会計上の償却方法	有・無
			14 青色申告	有・無
			15 須恵町内における 事業所等資産の所在地 を記入してください。	
			16 借入資産 (有・無) 〇〇リース(株) 東京都新宿区西新宿1丁目〇×-△	
			17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家	
			18 備考 (添付書類等)	
			特記することがあれば、何でも記入してください。 なお、償却資産を所有していない方は「該当資産なし」等の記入をお願いします。	

資産の種類	取得価額			評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)			
1 構築物			4,320,000			
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

種類別明細書の記入例1

初めて申告される方(資産内容が印字されていない場合)の 種類別明細書の記入方法

令和 年度

償 却 資 産

氏名

種 別

種 類

資 産 番 号

資 産 の 名 称
(名称・形式及び規格)

数 量

取 得 時 期

耐 用
年 数

取 得 価 額

減 価
残 存 率

帳 簿 価 額 (円)

本 年 度 評 価 額 (円)

特 例
適 用 率

特 例
コ ー ド

本 年 度 課 税 課 準 額 (円)

事 由

残 存
サ イ ン

1234567

1234567

PAGE

25	34		54	57	58	60	62	74		76	79					1・2	
		1	事務所外構工事	1	5	2	6	10	3,600,000							3・4	
		1	ゴミ置場	1	5	2	6	10	720,000							1・2	
		6	パソコン	1	5	2	6	4	100,000							3・4	
		6	エアコン	1	5	2	6	6	65,000							1・2	
																3・4	
																1・2	
																3・4	
																1・2	
																3・4	
																1・2	
																3・4	
																1・2	
																3・4	
																1・2	
																3・4	

【資産の種類】以下の数字で記入してください。
1＝構築物(建物付属設備含む)
2＝機械及び装置
3＝船舶
4＝航空機
5＝車両及び運搬具
6＝工具、器具及び備品

【取得時期】
3＝昭和
4＝平成
5＝令和
(例)平成6年9月の場合は「40609」となります。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【取得価額】
当該資産の取得価額を記入してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、消費税も含めた金額で記入してください。

【事由】該当する事由の番号を○で囲んでください。

課税標準の特例が適用される資産については、その適用条項を記入してください。

1.構築物

2.機械および装置

3.船舶

4.航空機

5.車両および運搬具

6.工具・器具および備品

1.新品取得

2.中古品取得

3.昭和

4.平成

5.令和

11.売却

12.滅失

13.移動

41.一部増加

42.その他訂正

51.価額訂正

03.移動による受入れ

償却資産申告書の記入例2

前年度以前に申告された方(申告書に氏名等が印字されている場合)の償却資産
申告書の記入方法

[illegible]

◆問合せ先・提出先

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 7 7 1 番地

須恵町役場 税務課

電話 092-932-1495(直通)

